



研修参加費助成金 申請ガイド

2021年11月15日

趣旨

ウェスレー財団は、「キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与すること」を目的に公益活動事業を行っています。

この助成金では、人材育成促進のための研修参加に対して助成金を交付します。社会課題解決に貢献できる人材育成を目的とした研修や、教育者向けの研修を受けることで、スキル習得だけでなく、1人1人に与えられている賜物を用いて社会の様々な分野とレベルで貢献していくことのできるリーダーシップ育成を支援します。

1. 特徴

- ① この助成金は給付とし、返済の義務を課すものではありません。
- ② この助成金は人材育成を目的とした教育事業や教育者向けの研修の参加費にのみ適用されません。

2. 申請対象者

日本に在住する18～40歳までの方

3. 申請対象となる研修

以下のいずれかに該当する研修であること

- ・ 社会課題解決に貢献できる人材育成を目的とした教育事業・研修
(例：社会問題について学ぶセミナー、リーダーシップ研修、専門スキル習得のための研修など)
- ・ 教育者向けの研修

4. 助成金額と給付の方法

助成金額は1人につき上限10万円とし、研修参加費にのみ適用されます。

助成金は報告書確認後にご本人の銀行口座に送金します。

*ご本人の所得収入額によっては助成金が課税対象となる可能性がありますので、予めご了承ください。なお、助成金が課税対象となるかどうかはご自身でご確認ください。

5. 申請方法

申請受付期間：随時受付中

申請手順

1. 申請フォームの送信（申請者が送信）
当財団ウェブサイトから申請フォームにアクセスし、必要事項を記入し送信してください。
2. 研修に関する資料の送付（申請者が送付）
参加予定の研修に関する資料（研修内容の詳細と参加費が記載されたもの）の PDF データを当財団宛てにメール添付で送付してください。
3. 推薦書の送付（推薦者が送付）
 - ・ 推薦書は、当財団ウェブサイトからフォーマットをダウンロードし、大学の先生や勤務先の上司等、本人を良く知る方（家族以外）が記入してください。
 - ・ 推薦書は推薦者から当財団宛てにメール添付で送付してください。

<研修に関する資料、推薦書の提出先>

添付資料を下記メールアドレスに送付してください。

edu.grant@wesley.or.jp 担当者：ウェスレー財団 生原（はいばら）

* 提出書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。

* 審査の過程では、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

6. 審査

申請受付後 1 か月以内に、交付可否を決定いたします。ただし、必要に応じて書類選考後に ZOOM でのオンライン面接を実施する場合があります。審査結果は担当者よりメールで通知します。

7. 助成決定～報告書提出までの流れ

- ① 振込依頼書、誓約書等手続き書類の提出
- ② 研修終了日の翌月末まで（3月に研修が終了した場合は4月5日まで）に、報告書をメール添付で提出
- ③ 報告書を当財団が承認後、本人の銀行口座に助成金を送金
 - * 当財団の HP や SNS 等で報告内容や写真を掲載させていただきます。

8. 助成金受給者の義務

助成金を受ける方は、下記の義務を履行する必要があります。

- ① 当財団指定の書類等を期日までに提出すること
- ② 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること
 - ・当財団に提出した情報（住所、連絡先等）に変更があったとき
 - ・研修の日程等に変更があったとき

9. 助成金の取消し

助成決定後でも、以下の場合には助成を取り消します。

- ・研修が中止または次年度以降に延期になったとき
- ・申請の内容に虚偽が認められた場合
- ・反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ・その他、当財団が不適當と認めたとき

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

edu.grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

* 採否の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、予めご了承ください。

以上